

令和2年版環境白書

第7章 共通的・基盤的な施策の推進

第1節 環境に配慮した施策手法の推進

3. 土地利用対策

(3) 開発協議制度

(1) 事業目的

面積1ヘクタール以上の開発を行う事業については、「島根県土地利用対策要綱」に基づく、事前の開発協議制度を設けています。この制度は、災害等の防止や自然環境の保全を図りながら、適正な開発を確保することを目的として、開発の実施に際して、必要な手続きや留意すべき事項等を取りまとめて、開発事業者にお知らせするものです。

(2) 取組状況

令和元年度における状況は以下のとおりです。

事業の種類	宅地造成	土石等採取	敷地造成	ゴルフ場	産廃処分場	その他	計
件数	0	4	2	0	0	2	8

なお、上記のほか、国、地方公共団体、公社等が行う公共事業等については、「公共事業等に関する連絡調整要綱」により14件の連絡調整を行いました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
用地対策課	0852-22-5896